選挙市民審議会
第６回全体審議会議事録

日　　時　２０１７年6月１５日（木）１７：００－１９：００
場　　所　衆議院第２議員会館　地下１階　第８会議室
出席委員　第１部門：　片木淳（共同代表）　小林幸治
　　第２部門：　只野雅人（共同代表、今回議長）　太田光征　小澤隆一　桂協助
　　小林五十鈴　田中久雄
　　第３部門：　三木由希子（共同代表）　大山礼子　桔川純子
事 務 局　城倉啓　岡村千鶴子　富山達夫　丸井英里

只野雅人：お集まりいただきましてありがとうございました。ただいまより第６回の全体審議会を始めたいと思います。今日は私只野が司会を務めさせていただきます。お手元に議題があるんですけれども、最初の議題ですね、第３部門の方々を中心に韓国視察をなさっているので、その報告をしていただくことになっていたんですが、三木さんがちょっと遅れて来られるということで順番を変更いたしまして②ですね、今期の総括と今後について、ということから始めたいと思います。部門ごとに大体議論の状況を紹介していただいて、若干の質疑を踏まえて今後の進め方について確認をすると、こういうことになろうかと思います。では、順番ということで第１部門からですね、この間の議論のご様子などをですね、ご紹介いただければと思います。

片木淳：では早速ですけれども私の方から第 1 部門の審議経過をご報告いたします。えっと２つ入っていますよね。３つ目の資料と言いますか、選挙市民審議会共同代表者会議（６）議事録というものを見ていただきますと少し書いてあるんですが、そこでご報告した通りなんですけれども、これは５月１５日ですね。第１部門、まず選挙管理委員会、現行の日本の中央選挙管理会（都道府県、市町村の選挙管理委員会)、この関係につきまして私の方から、今後何か改革する内容があるかということも含めまして議論をいたしました。これは第３部門と合同で、第３部門が今お話にありました韓国視察ということもありましたので、それとの関連も含めまして議論をいたしまして、この資料はホームページに出してあると思います。いずれにしましても各部門と言いますか、第１部門でやったことの基礎資料は、他の部門も一緒かもしれませんが、とりプロのホームページに上げてありますので、参照していただきたいと思います。

３月には買収禁止の関係と被選挙年齢、選挙年齢は昨年１８歳に下がったんですが、被選挙年齢については手がついていないということで、この関係について議論したということであります。それから４月は立候補要件の緩和ということでですね、特にサラリーマンが選挙に出にくいと、公務員も含めまして。という問題を中心にしまして、現行の公職選挙法と地方自治法とでどのように制限がかかっているのかと、それをやっぱり撤廃するべきじゃないか、といったような議論を、これもまた私の方で資料を整えまして議論をいたしており

ます。５月は５月１６日の予定と書いてありますけれども、既に終わりましたけれども、やはり今の立候補要件の緩和の流れでですね、特に公務員の選挙運動規制等について議論をしております。これも資料付きです。それで、過去の分だけでよろしいですか。今後のこともちょっと。

只野雅人：そうですね。

片木淳：じゃあちょっとスケジュールの関係も申し上げますと、その下に書いてありますが、第１部門、今ちょっと触れましたけれども、５月１６日、公務員の他に小林さんの方から選挙運動規制全廃の問題についてもご報告いただいたということで、それから坪郷さんの方から選挙運動規制についての国際比較、という資料を出していただいております。

それで６月なんですけれども、ちょっとこの時点では６月だったんですけれども坪郷先生の日程がうまく調整つきませんで、７月に延びておりますが、ですから７月は私どもの部門は２回やりますが、まず選挙運動期間の全廃、これはまあ宿題にちょっとなっておりまして、今後どういう改革案を出せるかといったこと、それからやはり坪郷先生にお願いしておりますけれども、買収禁止規定とその罰則規定があるわけですけれども、これをどのように扱うかという、まあ買収というのはいかんだろうというのは、禁止すべきだというのは、皆さん大体の合意が取れると思うんですけれども、大体と言いますかあんまり反対する人はいないんですけれども、これを公職選挙法の中に置くのかどうするのか、特に我々の選挙運動規制を全廃しまして罰則も外すといった時に、どういう体裁の公職選挙法にするのかということもありまして、一般刑法に移すのかといったことを論じていただく予定です。

それから本日６月１５日の全体審議会後に、７月８日もそうですけれども、もう１回７月中の末頃に、公費負担の見直しということで、これにつきましては選挙運動規制を撤廃していきますと、公費負担と裏腹、公営選挙と裏腹の関係にありますので、これがどうしても検討せざるを得ないということになりまして、小林委員の方から発題していただくという段取り、これは第３部門と合同の予定でございます。

それから８月に入りましては、先程ちょっと議論をしておりますけれども、更に具体的に被選挙年齢の引き下げの問題、それから濱野さんの方から外国人参政権の問題、それから当会に参加していただいております、私もこの前ここで講演のようなことをしてきましたけれども、障害者の方の参政権をいかに拡大させるかという、そういう観点から同会の柴崎さんの方からも報告していただくということで、ちょっと忙しいんですが大体それぞれ今までの議論はまとまっておると思いますので、これの結論を出していきたいと。

それで９月に、立候補休職、退職、復職は、先程申し上げました、既に４月に行いました議論、色々議論が出てちょっと私も、私もと言いますか、その資料というか最終結論につきまして手直しをする必要があると、いうことで９月に最終版をきちっと出して議論をまとめたいと思っております。それから前々から議論しておるんですが、これちょっとまだ具体化されてないんですが、皆さん方のご意見も伺いたいと思っておるんですけれども、例の公職選挙法１条の、公選法の目的規定ですね。まあわりに民主主義の確立とか良いことも書い

てあるんですけれども、まあ我々の自由で楽しい選挙にしていくべきじゃないか、という観点からもう少し全文を、いわば哲学を変えて、全体を引っ張るような理念を打ち出せたら良いなという議論は前々からありまして、ただまあどういう文案にするのか難しい点もありますので、皆さん方のご意見もいただきながらまとめられればな、という段階でございます。以上９月まで段取り、ちょっとそういうことで遅れている面もありますけれども、予定通り秋の最終答申、まあ遅れても来年早々の最終答申に間に合うように第 1 部門としてもまとめていきたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

只野雅人：どうもありがとうございました。じゃあ一通り３部門から話をした後ですね、意見交換ということにしたいと思います。続いて、私の方から第２部門についてのご紹介をいたします。今、ご覧いただいた共同代表者会議の議事録をご覧いただければと思いますが、第２部門はご存知のようにざっくりとどういう選挙制度を選ぶのかと、こういう議論をずっとしてきました。で、選択肢が無数にあるので、これは良くないっていうのは言いやすいんですが、具体的に何を選ぶかっていうことでは、なかなかちょっと合意が作りにくいところがあります。

で、２月、３月、４月はですね、太田委員、桂委員、田中委員、それぞれから独自の選挙制度案を提案いただいて、そこについてどういう意義や問題があるかと、こういう議論をそれぞれ１回ずつかけてやってきました。

５月はですね、そろそろ取りまとめをしなければいけないと、こういうことで案の絞り込みの前提としてですね、どういう視点から選挙制度を評価するのか、その評価の視点をはっきりさせようと、いう議論をいたしました。具体的には色々あるんですけれども、例えば簡明性ということでですね、これは単純な制度ということではなくて、有権者にとって分かりやすい制度と、こういう意味です。それからもう１つが近接性ですね。これは色んな意味があると思いますけれども、代表を選んだっていう実感を得られる仕組みが必要だろうと。後は政策論争を喚起するような仕組み、これも１つポイントだろうと。加えてですね、できるだけ参入のハードルが低いような仕組みを考える必要があるんじゃないだろうかと、いうことも指摘されています。あと加えますと、死票が少ない、それからあとはできるだけ拘束性が少ないって言うんでしょうか、大体そんな視点を取りまとめまして、それを踏まえまして６月はですね、来週なんですけれども、具体的な選挙制度の評価をしようと、そういうことになっています。

で選挙制度、色んな選択肢があるんですけれども、とりあえず３人から３案出してもらってますので、この３案ですね、それから加えて候補になり得るものとして 1 つはドイツの小選挙区比例代表並立制ですね。もう 1 つがアイルランドの１票移譲式、もう 1 つがかつて日本で採られていた中選挙区制、今お話したような視点からそれぞれですね、ちょっと評価をしてみようと。こういう予定になっています。7 月も引き続き同じような作業をした上で、８月、９月でですね、答申案の方向性をまとめていくと。大体こういう流れになっています。で、具体的にこの制度って絞り込むことはちょっと難しそうなんですけれども、でき

るだけいくつか基本的な方向性は出したいなと。今のところそんなふうに思っております。
　第２部門は以上なんですが、三木さん今ちょっと席を外されていますかね。
今ですね、来ていただいてすぐで申し訳ないんですがちょっと順番変えまして、今各部門の経過と今後の予定について報告いただいていまして、今第１部門、第２部門それぞれ話をしましたので、続いて第３部門の方もこれまでの議論の様子と今後の予定についてご紹介いただけるでしょうか。
三木由希子：第 3 部門なんですけれども、中間答申の段階までで市町村議会議員選挙と都道府県議会議員選挙についてとりまとめを行い、その後ですね、第３部門で、もともとこれをしなきゃいけないっていう明確なミッションがあるわけではなくて、関連制度全般っていうことで、どのようなことを第３部門で行うべきかということを含めて色々と関係調査をしようということで２月に韓国に調査に行き、選挙管理委員会とか政治制度について調査を行ってきました。それを踏まえて今後第３部門で何を検討するか決めようと思っていたんですが、韓国の状況で選挙管理委員会について検討対象にしようかとも検討はしていたんですけれども、なかなか日本で選挙管理委員会をそのまま議論するということは難しいということで、最終的には今首長選挙について、地方選挙の取り残し課題ということで取りまとめのための議論を行っております。
　その後第３部門に関しては、この先の短い期間で新たな課題を設定して取りまとめをするということはなかなか難しいということもあるので、あともう１つが問題としては、第１部門、第２部門と重なるようなテーマがどうしても増えてしまうということがあって、第３部門だけで議論する、検討するというわけにはなかなかいかないというところもありますので、最終的には、首長選挙については最終答申までに取りまとめを行って提案するということで、それ以外の部分については第１部門、第２部門との協働という形で、第３部門の方が参加をさせてもらって、その場で、これまで第３部門がやってきた地方議会選挙との関連で色々と意見を述べたり調整をさせていただいた方が良いところについては参加をしていくということでやろうと、いうことになりました。ということですので、今後についてはむしろ第３部門独自というよりは、他の部門との協働で参加させていただくという方向でいきたいと思います。以上です。
只野雅人：ありがとうございました。各部門からこれまでの流れと今後の予定についてお話をいただいたんですけれども委員の皆さんから何かご意見なりご質問があれば出していただければと思いますがいかがでしょうか。あるいはご要望というようなことでも結構ですが。
小澤隆一：それじゃよろしいでしょうか。第２部門の小澤です。第１部門の検討状況は詳しく知らないので、もう既に検討済みのことかもしれないですけれども、買収規定を公選法から刑法へって、これは私が勝手に推測するに、なるべく選挙運動を自由化していく中でもって、残るのは買収規定だろうと。だとしたらそこは刑法の贈収賄罪の中に入れてしまったらどうかと、こういうことでよろしいでしょうか。そうだとすると、以前私が選挙運動はなる

べく自由になったらいいなと思って、でも残りそうだなと思ったのは、選挙の自由妨害罪なんですね。この扱いをどうするのかっていうのが気になったんですけれども。ていうのはやっぱり選挙戦をやる中でもって、どっかの陣営の事務所を壊すとかですね、あるいは太田薫さんみたいに石を投げられるみたいな、そういう悪質なものについては、そういうのは普通の刑法犯でできるよって考えるのか、ちゃんとした言論戦でもってやるべき場にふさわしい、ちょっと色を付けた罰則規定を残しておく必要があるのか、その辺りのことは片木先生ですからご検討なさっているんじゃないかなと推測するんですがいかがでしょうか。

片木淳：実を申しますと坪郷先生の発表の会に私欠席していまして、あまり中身、まあ読んだんですけれども、あまり議論に参加していないんで、まだちょっと腹に収まっていないところがあるんですが、それと当日の報告も坪郷先生としてはまだちょっとこれから煮詰めようという段階のお話だったようですので、これから議論はしたいとは思っていますが、先ほど申し上げたように買収についてはドイツかどこかの議論もあるようで、一般刑法に載せるのが良いのか議論があるようです。ですからそこら辺をもうちょっと詰めた上で結論を出したいという問題意識で必ずしもまだ結論が出ているわけではございません。私もまた議論をしたいと思っております。

それから自由妨害罪も確かに自然犯的なものは残すべきだろうということになろうかと思いますが、それを選挙の自由という観点から言えば、むしろ公職選挙法に、今後の公職選挙法の姿が自由を促進するということで書くんであれば、その一環として、刑罰をつけるかどうかということもありますが、載せても整合性は取れるというのは、おっしゃる通りですのでそこら辺も含めてまた議論していきたいと思っていますけれども、そんな感じですか。刑罰を入れるのは問題ないと。そこは公職選挙法をどういうふうに立て直していくかという話になるんでしょうかね。

小澤隆一：刑罰でいくかいかないかというのは、例えばこの間ヘイトスピーチの問題なんかでも必ず出てきますよね。で結局刑罰で入れるということになると、ある程度構成要件をきっちりしていくという、だから一般の贈収賄の中に放り込んじゃうとかえって、要するにその辺の構成要件が曖昧になってしまう恐れがありますから、ですから選挙の自由妨害なんかも、やっぱり選挙運動の自由というのは大事だということをリマインドさせるような形で残してもいいのかな、ただしその時に実際の使い方をそれはそれで考えないと逆に委縮効果になっても困るなということもありますしね。

片木淳：そうですね、だからちょっと何と言いますか、内容というよりは体系というか、どっちの法律に書くかという問題でもあるかと思いますので、その辺含めてまた議論をさせてもらいたいと思います。

只野雅人：よろしいでしょうか。他にどうでしょうか。はい、太田委員。

太田光征：第２部門の太田です。第２部門の議論については先程の只野さんの説明がありましたようにかなり色んな案が出ておりまして具体案に絞るのは難しい状況なんですけれども、先日の共同代表者会議でも片木さんの方から、もう少し時間があるんだから絞る努力を

ということを言われたと思うんですが、皆さんにとって具体案の併記というもので了承いただけるのかどうかその辺が非常に不安でして、どの程度まで絞るべきなのかどうか、そこら辺について皆さんのご意見をいただかないと不安だなと思うんですけれども。

只野雅人：第２部門の方はどこまで絞れるかっていうのは今見通せていない状態なんですね。ただ他の部門はかなり具体的な案を絞って出すということになるかと思いますので、そことの兼ね合いで、どこまで具体的に絞り込むのかと、こういうことになるかと思うのですが、なかなかちょっとご意見をと言っても難しい感じがするんですけれど、太田委員の方で何かイメージしているものはおありでしょうか。具体的にはまだ。まあ例えば私の方で先ほどお話したように、今第２部門で考えているのは、具体的な視点からそれぞれの制度について評価をすると。それぞれの視点について丸が沢山付いたら良い制度だということには必ずしもならないんですけれども、こういう視点を重視したらこういう選択になるだろうという方向性くらいは出せるかなというふうには思ってはいるんですね。はい、どうぞ。

桂協助：第２部門で申し上げる話かもしれませんけれども、選挙制度、これは、いわゆる選挙制度本体と言っている言葉の使われ方をするわけですけれども、これはシステム論議ですよね。他の第１部門、第３部門の、特に第１部門で取り上げているものっていうのは、それぞれが単発で分かりやすくて白か黒かという性格のものが多いと思うんですけれども、第２部門の選挙制度というのは、体系だったシステムがそれぞれあってどれにするという話なんで、これっていうのは今只野さんがおっしゃったように、基本的な方向性をある程度定めておいて、概ねそれに則ったものについていくつか案を提示すると。国会議員に向けて、或いは市民運動分野に向けて、複数案を提示して検討していただくという方が賢いやり方じゃないかなと。議論を盛り上げるという意味においても、或いは関心をより高めていく上でも。ではないかなと思っております。

只野雅人：ありがとうございます。ちょっとまだどこまで行き着けるか第２部門の方ではっきりしないんですけれども、今みたいな形でまとめることもあり得るということですと、私たちとしても少し気が楽なところがありまして、それからせっかく３人の方から具体案までご提案いただいているので、その中から例えば１つとか、或いはそれを全部切って別の制度というのもなかなかちょっともったいない感じがするんですね。それぞれ面白い論点を含んでいる制度ですので。

片木淳：皆さんおっしゃることは分かったんですけど、我々の会の出発点に戻れば、小選挙区制度のせいで国民の意思と政権のやっていることとの間に乖離があると、いうことが出発点で、何故こんなにひどい乖離があるのかという話ですよね。まあ共謀罪もそうかもしれませんが。ということから出発して、今の選挙制度がわずかな得票数で大きな議席、そこに代表の乖離、過剰代表があるということから出発したんで、少なくともそれはおかしいからそれは変えるという結論は出ないと、この２年間何やってたんかということにもなりかねない、いうのを１つ押さえておきたいという点と、それからさっき只野代表がおっしゃった、何点かの基準があって、これが丸でどれが１番丸が多いかということで、しかし丸が多いこ

とが必ずしも最善案とは限らない、というお話があったんですが、まあ制度論というのはメリット、デメリット比較しても総合的にどれだと決めなきゃいかんという面もあるんで、丸付けして、我々の基準はこうで、平等と言いますかね配点は一緒で、比重は一緒で、で結果の総合点はこれだというのが出ればですね、まずはそれが我々の結論だというふうにしても良いんじゃないかと、でまあ確かに色んなアイディアが出るのを捨てるのはもったいないから、それは何かまあ補足と言いますかね、付録というかね、ちょっと失礼ですけれどもこんな意見もあったということで紹介するとかいう形か、或いはまあ本当言えば、もう全員一致の最終案の方が私はまあ、ちょっと難しいというお話ですけれども、でそれを書くのには細かくやると一致しませんから、どっかのところでちょっと抽象的に若干なるかもしれませんけれども、これが我々の結論、要するに結論は比例代表だと。今の小選挙区じゃあだめだと。一票の格差もあるし、国民の意思の乖離も改善できないというようなことで、ちょっと抽象的でもバチッと言わないとどうなのかなと、迫力が無いなと、まあ迫力だけの問題を追及してもいかんと思いますし、こうやって全部公開の議論してますから、もうネタはバレてるようなもんですからね、まああと時間があるんでその間で真剣に討論すればその基準によってこうなったと、その中身としても論理的な論争をしていただいてこうだったと、これに軍配を挙げたというのをまあ、色々な人が提案されてるんでちょっとまあ何と言いますか、しこりが残らないようにしなきゃいかんと思いますけれども、ちょっと長くなりましたけれどもそんな感じがいたします。

只野雅人：はい、どうぞ。

小澤隆一：とても大切なご意見ありがとうございます。私も第２部門で検討していて、今片木さんがおっしゃられた前半の部分は、最初の部分は大体この前の中間報告で方向性が出ていると思うんですね。もちろん今只野さんは一応中選挙区制もとりあえずのところ排除しないと言いましたけれども、でもやっぱり全体的な方向性としては比例代表制中心と言いますか、やっぱり得票率と議席率の乖離を減らすのはそこだろうと、まあそういう大まかな合意は第２部門の中であるんですね。

　で、そっから先の、あと私の言葉で言わせていただくと、建物の造作のところで色んなバリエーションのあるご意見が出ていて、それは色んな評価基準、物差しを当ててみると利害得失色々ありそうだと、こういうレベルかなというふうに私自身は思っているんですね。前回第２部門の方で評価基準を出させてもらって、今日出している私のこの基準は、中にはいわば建物の基本設計に関わる基準もありますと。でも中には、実は建物の造作のところを評価する時の基準のようなですね、そういう基準もありますと。それを上手く組み合わせて良い建物として選挙制度、システムとおっしゃいましたけれども、を作りたいんだけれども、なかなか 1 つに決める内はしきれないかもしれないと。ただ大まかな方向性は出せるだろうし、やっぱり国民の皆さんにどういう方向性で選挙制度を変えるべきなのかと、そういう方向付けのような提案は出せるようにしたいなと思っています。

只野雅人：私の方からも付け加えさせていただきます。今、小澤委員から説明していただい

たように、小選挙区は問題があるんだ、というのが出発点であるのは間違いないですね。で、最終的に落としどころをどうするかって問題はあるんですが、これがベストだって話を始めると多分意見はまとまらないと思います。ですからちょっと引いていただいて、これならぎりぎり呑めると、いうところで皆さんある程度多数の合意ができれば１つの案はお示しできるかなと。その上で複数別の選択肢を別の視点から提示すると、少数意見のような感じです。そこまで詰められると１番良いなとは思っているんですが、あと２ヵ月ありますので、何とかその辺りは考えてみたいと、まあここまでなら何とか呑めるというところで合意ができれば、部門としてのまとまった案は出せるかもしれないということだと思います。ベストを求めるとたぶん皆さんバラバラになってしまいますので、ただあまり妥協するのも良くないところがありまして、ちょっとその辺含めてですね２ヵ月かけて調整したいと思います。

他にはいかがでしょうか。はい。

田中久雄：第２部門の田中ですけれども、私も只野委員や片木委員の言われた方向で異論は無いと思います。むしろ、運営の話に関わってくる問題だと思いますけれども、今第１部門とか第２部門のこれまでの経緯とか今後の予定のお話を伺いまして、非常に第１部門と第３部門のしきりというのが明確でない、両方とも噛み合うような問題で、第３部門の今後の予定なんかを見ますと、第１部門の審議会に可能な委員はできるだけ陪席するというようなやり方で、ある意味で合同的な運営の仕方に近いことを考えているようなんですが、第２部門においても国政の衆参の選挙制度というのは、全体の市民審議会の最終答申の中でもかなりウエイトが高い問題だと思うんですよね。で、それについて今第２部門で詰めをやってますけれども、どの程度固まるかっていうのはまだ途中ではっきりしませんけれども、仮に第２部門である程度の成案が出きた段階で、全体会議の中で第１部門、第３部門の先生方の意見を求めるというのは、かなりぎりぎりになってそういうような状況が生まれて来ざるを得ないと思うんですよ。でもその第２部門のやっている選挙制度のかなり重要な課題について、ある程度もう第１部門と第３部門で合同的な運営の仕方をするということと同じように、第２部門の中に参加可能な状況にあればできるだけ入っていただいて議論していただくというのも、１つの方法ではないかなと。

で、第２部門の国政の選挙制度のシステムというのは、僕のところでもちょっと案でも書いてあるんですけれども、第３部門の地方議会の選挙制度のやり方とか今後検討される首長選挙のやり方なんかとも、やはり整合性を考えなきゃいけないと思うんですよ。国政は国政でこういうやり方をしますよ、地方ではこうやりますよというのを、全く水と油じゃないですけれど、ある程度上手く同じ選挙制度であって、できるだけ整合性のとれたものとしてやっぱり考慮しながら、国政のシステムも考えなきゃいけない問題だと思うんで、いつ頃からが良いのか、或いはもう出来るだけ早い時期からが良いのか、その辺は私も分かりませんけれども、出来るだけ第１部門と第３部門でお話になってお時間が取れれば、第２部門の議論の中に加わっていただくということが、最終段階でね、本当煮詰まった段階でなかなか言

いにくいと思うんですよ。他の部門は色々クレームというか、あまり賛成しかねるというようなものについて、今更水をかけるというようなことはなかなか言い出しにくいと思うので、まだある意味では固まっていない段階からも参加していただいて議論していただくということが、運営の問題としても今後の審議会である程度 1 つの大きな目玉ですから、全体の委員の検討の結果こういう結論が出ましたということを考えた場合に、やはり他の部門の先生方も出来るだけ早い段階で、時間が許せばですけれど参加していただくということが望ましいんでないかなという感じがしております。

只野雅人：はい、わかりました。参加していただくことは、別段ルール上問題はないんですけれど、むしろ積極的に来てご意見いただきたいと、こういうことですね。今月はちょっとまだ交通整理がありますけれど、来月再来月ですね、7月・8月あたりで具体的な方向を詰めていきますので、そこでちょっと他部門の方から見てどうだろうかというご意見いただけると、確かに最終的な取りまとめにとっては有益かという感じがします。他にはいかがでしょうか。

　では、私の方から一つお願いがありまして、共同代表や事務局の方にはお話をしたんですけれど。私の大学のですね、別の学部なんですけれど、同僚に当たる方で、小岩さんていう方がいらっしゃって、ご専門は芸術史をやっている方ですが。若者の選挙への参加の問題に非常に熱心に取り組まれて、選管などとタイアップして活動されているんですが。実は、先般の参議院選挙の時にですね、不在者投票ができない学生がいると問題になったのをご承知かと思います。つまり、住民票を移さないままにしていて、不在者投票しようとしたところ地元に住所がないじゃないかと、古い判例があるのをご存知だと思いますけれど、で投票できなかったと。これ非常に問題じゃないかということをおっしゃっていて、具体的な改善提案も少し活字にして提案されたりしていてですね。たまたま、この審議会のことを知って、ぜひ一つ取り上げてもらえないかと言われていまして。選挙権行使の条件のようなお話なので、ちょっと窮屈は窮屈なんですが、例えば第1部門で8月・9月に検討されるテーマと若干関わりがあるかなというふうに思いまして。時間が許せばということなんですけれど。もし可能であれば、取り上げていただけると嬉しいなと思っておりまして。難しければ、今後の 10 月以降のご議論の中でも結構なんですが。必要があれば、小岩さんに来ていただけると思いますし、難しければ、私の方が代わって説明することもできるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、メニューに一つ加えていただけるということで。

城倉啓：ご提起ありがとうございます。8月ですね、テーマとして選挙権を広げていこうという話だと思いますので。それで、そのことと関係していくつか事務局の方から思ったことを申し上げますけれども。おそらく、小岩さんも条文レベルの改正案をすでに作っておられると思うんですね。また、芝崎さんも、「障害をもつ人の参政権保障連絡会」の方も条文レベルのものまで作ってあると思うんですね。そしてまた、外国人参政権の濱野さんも関わっている運動がありますので、そこで法案レベルがあるかも知れません。そういった場合において、私どもの選挙市民審議会の構えとしては、すでに先行して並行してなさっているもの

は歓迎していこうと。どういう形で出すか別にしても、あちら側のことがあるので。そういった構えでいこうじゃないかということが一つ前例になることを皆さんもここで方向性として了承していただければ、そういう形が良いのではないかなと思っています。若干似ている議論で言えば、私どものとりプロが応援している「Qの会」が、男女共同参画の法律頑張っていますから、そういったものもですね、積極的に紹介するということもあるでしょうし。もう一つはローカル・マニフェストですね。これは、今週通るという見込みです。町村議会まではいかなかったけれども、ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟というのが、頑張ってやっていて、それは、我々の『中間答申』と重なるものがあるんですね。それなんかも私たち一緒にやったんだということで、宣伝していくということも、似た議論であると思っています。この前、北川正恭委員と話しをしたところですね、「一緒にやったんだという形で宣伝してもらって構わない、こちらの選挙市民審議会の実績の一つでもあると言って構わないよ」とおっしゃってもらったので、色んな活動と連携していくという構えを確認したいと思います。

それと、事務局側の宿題としては、今のご意見を伺うと第２部門審議会、第１部門審議会が行われるときに、全委員に通知して、こういう日時場所で開かれるのでご参加可能な方は来てくださいというふうに、部門ごとでなく全体にお知らせすることを承ったように思います。黄色い紙の所で一個訂正があります。第 1 部門審議会は、調整中と書いてありますが、7 月 8 日土曜日 15：00 から 17：00、世田谷区下馬にあります「いづみ幼稚園」で行うということでございますので、もし良ければこちらにもご参加いただければと思います。

今後のことで、共同代表者会議の議事録の２ページの所に、真ん中あたりで、想定される積み残し課題と 2018 年１月以降のことについて、事務局側の要望を伝えております。それは、選挙市民審議会が是非２期目も続いてほしいということ、共同代表のお三方にはぜひ残っていただきたいということ、それと全体の構成員については縮小やむなしと、ただしご本人たちに確認しないといけないと思いますが。それと、今の話と関わりますが２期目は部門に分けないで、全体で審議していったらどうかと、その中で随時「このテーマについて外部であれ、内部であれ発題してもらって法案作ろう」と、そんな作業部会を切り分けていって、それが言えば第３部門的な働きになってくると、こういう形を考えているんですけれども。他の委員の方々で、もしこの場で「それじゃ困る」とか、または「ここはこうした方がいいんじゃないか」ということがあれば、お伺いしたいなという風には思っております。

只野雅人：ありがとうございました。10 月以降のことも含めて、事務局から具体的なご提案をいただいたんですが、いかがでしょう。

小澤隆一：ちょっと戻って、今の一橋の方のお話なんですけれども、私も理解が不正確かも知れないので、時間をとらせて申し訳ないのですが。４月に大学に入ってですね、それで結局新しい所で投票するためには、移してから３ヶ月経たないといけない。公示日が３ヶ月経っていなかった。だから、新しいところではできない。だけど、投票日が３ヶ月も経ちゃった後だから、元の所でもできないと、その問題じゃないですか。

只野雅人：３ヶ月足りない場合は、一応法律上の手当てもあるんですけれども。単にですね、住民票を移していないんですね。だから、本当は住所があれば地元で選挙権ありますので、不在者投票の対象になるんですけど、住んでいないじゃないかと。住所がないんだと。
小澤隆一：住んでいる実態が無いと住民票があってもダメと。そういうことですか。
只野雅人：これがですね、自治体によって扱いが違うそうで、因みに安倍総理は東京で投票しているじゃないかっていう話もあったりしてですね。ちょっとややこしいんですね。政治家の場合は、多分地元を離れても投票しているような気がしますけれども。ちょっとバラつきがあるので、統一した扱いができないかと。まあ住民票を移すのが一番いいんですけれど、学生に聞くと、成人式の案内が来ないと嫌だとか、いろいろ思惑があるそうで。何とか対応とれないかということを考えておられるということです。
小林幸治：基本的には、こういう提案もこの審議会で取り上げて欲しいんだけど、というご提案に関しては、積極的に取り入れた方がいいと思っています。手続きとしては、代表者会議の中で中身も見ていただいて、確認していただければ、それでいいんじゃないかという気がします。ただ、広げていくと色々なことが提案される可能性もあるので、そこら辺は代表者のお三方で少し内容を見ていただいて、判断していただければいいかなというようなことにしていただいた方が、より色々な人が積極的に関わっていただける可能性が広がっていいんじゃないかと思っています。

その一つとして、選挙制度直接ではないんですけど、大山先生にも過去アドバイスいただいて、国会の請願制度の提案をした経過がありますので。ああいったこともできればどこかでもう１回その提案を見ていただいて、ここに相応しいかどうかと吟味していただいて、載せるなら載せていただければ、よりテーマも広がりますし網羅的になるかなと思いますので、そういったことも含めて代表者会議の中で決めていただければというふうに思います。
只野雅人：はい、ありがとうございます。今回メールで皆さんにはお願いをしたというところなんですけれど。じゃあ今後は、代表者会議の方の議題設定という感じで考えさせていただくということにしたいと思います。因みに今回の小岩さんの意見は、多分答申の中に盛り込むのは時期的に難しいと思いますので、一応問題だけ出させていただいて、引き続き今後の審議の中で具体的な提案としてご検討いただくということでよろしいかなと、個人的には思っております。

すみません、他にはよろしいでしょうか。ちょっと随分時間がかかってしまったんですが、今後の方向性ですね、定まったかなと思います。特に第２部門は大きな宿題をいただきましたけれども、何とか取りまとめるように努力をしたいと思います。で、すでにご準備いただいていますので、本来の第１の議題ですね、韓国の視察報告についてですね、スライドもご用意いただいたので、三木委員の方からお願いしたいと思います。
三木由希子：すみません、バタバタして申し訳ないです。プリントアウトしていないのでスライドをご覧になりながら、話を聞いていただければと思うんですが。韓国の選挙政治制度の報告ということで、２月に行って来た内容を少しご報告します。

２月の 22 日から 24 日にかけて、ここに挙げたような方とお会いしたり訪問したりして来ました。すごい沢山聞いてきたので、とても全部はお話しできないので、かいつまんでお話をします。まず韓国の選挙管理委員会は、前回の全体会議ですかね、何かの機会にお話をしたことがあるような気がしますが。選挙管理委員会は憲法機関なんですね、1962 年の憲法改正でなったと。1960 年の大統領選挙が不正選挙の塊のような選挙だったというところから、学生運動が盛り上がって、政治の不信どころではない、ある種政治が破綻したような状態の中で憲法改正が行われる中で憲法機関になったということです。で、地方にも選挙管理委員会が道とか市とか郡とか、そういうレベルでありますけれども、すべて国家機関です。なので、自治体と紐づいていないというのが特徴です。

選管の役割としては、国と自治体の選挙事務を両方やるというのは、それはそうですね、選挙違反取締りもやっています。それから国民投票に関する事務とかですね。あと日本と違うのは、政党に関する事務もやっているので、政党の登録とか、政治資金のこととか、政党助成なんかもやっています。向こうだと政党の登録とか、日本と全然違うというところがあるので、これは後で少し触れることになると思います。それから委託選挙というのをやっていて、例えば各政党が公職者の候補の選定を党内でする上で、党内で選挙をするんですね、選挙区ごととかで、その選挙の運営の委託を受けるということですね。それから大学内の学長選とか、学校の生徒会選挙とかの時に、選挙に必要なものを貸し出すというようなことをやったりしています。それから立法意見ということで、法案提出権はないんですけど、立法に関する意見が言えるということと、調査研究をしている。それから、民主市民教育をやっているということなどが選管の役割になります。調査研究に関しては研究員を独自に持っているので、専門調査機関があるということです。

選挙委員会なんですけれども、委員は９名の構成で、大統領が３名・国会が３名・大法院長が３名を指名して構成しているということになります。任期は 6 年で、大統領の任期は多分５年なので１年ずれるというんですかね、なので例えば４年の任期だと、大統領に都合がいいようにすげ替えることもあるのかも知れないんですが、そういうふうにはなっていないということのようです。予算は、編成権は政府にあると。予算の承認は国会にあるんですけれども、選管が予算案を予算当局に提出して、それを国会に出すという構造になるということですね。選管の職員は 2,800 人で、中央と市道と市郡それぞれにあると。選管で完全に独自採用しているそうなので、この中でキャリアの形成をするということになります。市の選管の人に聞いた話だと、国家機関なので全国移動しているのかと思ったんですが、基本的には一つの道の中での移動が基本で、希望すればほかの道の選管に移動することもできなくはないということのようでした。

選挙規制に関しては、これは日本の公職選挙法と似ているというか、日本のものを参考に作ったという経緯があるので、似ているということですね。選挙運動期間の制限とか、事前選挙運動の禁止というものは、日本と共通しているんですが、予備登録という仕組みが導入されているので、日本とちょっと違うところがあります。これ、少し後で触れます。それか

ら戸別訪問の禁止なども同じです。現職有利の選挙制度という評価が一般的にはあるということですね。規制は、費用とかお金に関するもの以外は緩和傾向というふうに言えるようではあります。ただし、法改正をしないで憲法裁判所で違憲という判断が出たりして、規制緩和をすると。インターネット選挙なんかはそのようです。法改正ではなくて、憲法裁判所の判断でそうなったということのようです。選管の人のお話によると、国民の表現の自由の担保を基本とする解釈になってきているという言い方をしていますが、ＮＰＯの人たちはちょっと違うというふうに言うので、ここはちょっとよくわからない所があります。でも集会の取締りの緩和も、表現の自由との関係があるのかなと思いますが、緩和傾向だと。その代りインターネットでの虚偽の言説の流布などの問題があるので、そっちの方の規制は強化しているということでありました。選挙違反の取締りなんですけれども、基本的には取締りそのものは選管が割とやっているんですね。選挙犯罪調査事務便覧ということで予防取締り関する方法手続きを定めていて、それに基づいて各地域選管がやっていると。実際にやっているのは、中央ではなくて地域選管ということになっていて、ウィジョンブ市という京畿道の中にある市の選管に行ったんですけれども、地域選管が何をしているのかというと、選挙公正支援団というものを組織して、これ一般市民から公募で選ぶんだそうです。基本的に要件はあって、例えば政党の党員ではないとか、いわゆる政治関係者ではない一般市民ということで募集して、選挙期間の 60 日前から活動は始めるということでした。ただ、現地で選挙支援などをたくさんしているような方からお話を聞くと、一般市民とはなっていますけれども、政党の関係者がなっていることが多いということのようでありました。

選挙公正支援団が一体何をしているかというと、二人一組で交代制で地域での選挙違反がないかという活動をしているんですけれども、どうも候補者の事務所にずっと二人一組でいるとか、選挙運動にずっとついて回っているとか、その場にずっといるような活動をされているということで、ちょっとびっくりしたということがありました。実際に本当に居るんですかと聞いたら、居ると言われたので、居るんだと思います。選挙期間の 60 日前からの活動なので、かなり長い期間やるということですね。結構な人数を一度に公募するので、人が集まるのか聞いたら、結構人気があるという言い方をしていました。報酬が出るので、仕事をしていない主婦の人とかが応募してくるということで、人に困るということはないということでした。それから市民からの情報提供は受けていて、報奨金を出す仕組みがあるので、選挙違反があった場合に情報提供があって、それが取締りにつながれば報奨金が出ると。報奨金も、その選挙犯罪の内容によって額が違うようで、報奨金が少額であれば各地域選管の判断で出せるけれども、額が大きくなると中央の判断になるということになるようです。取締り活動は、各地域選管に随時していて、違反があった場合は告発は警察ではなくて検察に直接行うという仕組みで運営されているということでした。総体的に見ると選挙違反は増えているということで、取締りはやっているけれども減らないということのようです。以前は選挙違反について、警察も何の権限もない訳ではないというところがあるので、選管と警察の間で管轄争いみたいなものがあったようなんですが、今は定期的業務協議会

というものを開催して、日常的な定期的な協議を行うようにしているとか、大規模取締りについては共同で行うといった協力体制を作っているので、以前のような管轄争いみたいのものはないということのようでした。

それから選挙運動期間問題というのがあって、大統領選は 22 日間が選挙運動期間なんですね。ですけれども、予備候補登録というものをすると、240 日前から選挙運動ができるという仕組みであるということでした。なので、早ければ 240 日前からできるということですね。国政選挙については、その予備候補登録をすると 120 日前から、地方議員・首長も 120 日前からできるということでした。選挙運動と言っても、22 日間の運動期間と同じようなことはできなくて、車に乗っての遊説とかはできないと、ただし自分がこれから立候補するという前提で名刺を配るとかはできるということ。で、オンラインでの選挙運動というのは、更にその前からできると、4 年前から可能という言い方をしていました。大統領選挙なんかは、大統領が選ばれた次の年から、次の候補者を目指す人はオンライン上で選挙運動ができるということです。こういうことから新規参入はしやすくなっているけれども、依然として大政党が有利な状況であるので、もっと規制を緩和する必要があるという意見がありました。

韓国では、統一地方選が徹底されていて、ちょっとびっくりしたんですけど、ソウル市だと 7 つの選挙を 1 回に行うということのようなので。区議会選・区長選・市長選・市議選・道知事選・道議会選・道の教育監、もしかしたらソウル市は市の教育監がきっとあると思うんですけど。この選挙が全部一緒に行われるということなので、個々の候補者を選ぶというレベルではないみたいで、どの政党の候補者かということを中心に選ぶという傾向になるということでした。これは単に統一地方選で一度にたくさんの選挙が行われるというだけではなく、韓国全体がそもそも政党に所属していないと選挙に出にくいというか、出るのが難しいという状況なので、これだけの問題ではないとは思います。

市民団体の方から、現在の選挙制度改革についてどういうことに取り組んでいるのかということで、どういう提案をしているのか聞きました。参与連帯の共同事務所長の話としては、現在集中しているポイントとしては、18 歳選挙権。日本が 18 歳になったんだから、韓国も 18 歳にしろという言い方を今しているということでした。それから、選挙運動を自由化するとか、韓国は一院制で今国政選挙は小選挙区と比例の割合が 6 ： 1 で、比例がすごく少ないということが、実は多様な候補者とか議員を生みにくい状況にしているというところで、比例を増やしたいということ。ドイツ式の比例制度にしたいということを提案しているということでした。それと、長の選挙にですね、決選投票制を入れたいと、候補者の得票が過半数に満たない場合についてはこれを入れたいということで、今提案、活動していますと。お話を聞いたのは 2 月の時点なので、18 歳選挙権は、大統領選になんとか間に合わせたいというふうに言っておられましたけれども、これはまだ課題として残っているのかなと思います。

中央選挙管理委員会というのは、どういう存在なのかということも参与連帯に聞いてい

ます。要は規制官庁みたいなものなので、権限が強いのと役割が拡張し過ぎていて大変批判的だったということですね。私が非常に印象に残ったのは、４・５年前に中央選管が選挙の候補者の政策・公約をどう思うかということを世論調査みたいな調査をしたりして、それを発表して討論会を行なったということがあって、選管が選挙のアジェンダ設定しにかかっているというところがあって、明らかにやり過ぎ行き過ぎというところが、やはり自由な選挙活動とか、政治活動の自由とかを考えた時にあると。選管の本来の役割というのは、公正な選挙の実施なんだから、そこに集中すべきで、それ以外をやたらとやるのはどうかということが意見として根強いところです。一方で、中央選管は一般的な認知度はあまり高くないということなので、むしろ自分たちの存在感とか役割を示すためにいろいろやり過ぎているところがあるんじゃないかということもあるようです。選管に関して言うと、市民側というか、韓国では進歩派と言うと思いますが、そういう側から選挙を自由にやりたいとか、もっと政治の多様性をと思った時には、中央選管はどちらかというと邪魔な存在という認識があるのかなと。選挙関係に関わった人からすると、あそこはモンスターだという言い方をしていましたけれども。役割の肥大化、拡大というのは色々な意味で問題要素としてはあるのだなということを理解しました。

その他の政治選挙制度ということで、元国会図書館におられたんですかね、李教授という方にお話を聞いたんですけれども、大統領選挙で決選投票の導入は議論されていると。実際に議論されていると。それで、朴槿恵大統領は過半数をとったのかな、それ以外の大統領で過半数を得て大統領になった人がいないということなので。やはり決選投票の導入というのは、単にＮＰＯの要求というよりも、もう少し広いところで議論されていると。それから、韓国はわりと中央政党の中央にいろいろな権限とかお金が集中する構造で、地区に中央政党の地区党というものがあったんですけれども、それを何年か前に廃止しているというんですね。これは反対論というのも多かったんだけれども、結果的には選管の立法意見を基に最終的には法改正されたんだと思うんですけれども。この地区党の廃止が、結局その地域の政党組織の弱体化を招いているということで、草の根民主主義が弱体化したという意見も強いということで。中央に集中し過ぎているものをどうやって、逆に言えば日本的に言えば分権化していくかと、或は地域化していくかというところが韓国の課題としてあるということでした。それから、政党をつくるときに日本はそんなに要件厳しくないんですけれども、韓国は大変要件が厳しくて。例えば党員が何人以上いないといけないとか、そういうことも含めて政党として登録できるまでにいろいろなハードルがあるということがあるので、要件緩和というものも議論されていると。もう一つは、地方政党とか地域政党とかいうものは全く無いので、草の根民主主義を育てるためにはそういうものも必要だという議論がありますという話も聞きました。それから韓国は政党学会というものがあるそうです。政党学会が政治プロセスの研究をしたり、選挙制度などについても議論をして提案をしているということなので、ここがその政治関係の学会では一番活動的にやっていますということでした。

次に、政党補助金の話なんですけれども、日本と同じような政党助成金にあたる様なものはあるんですけれども。内容的には三つに分かれていて、「経営補助金」というので、これは国会議員総選挙の有権者数に 800 ウォンを乗じた金額を国は予算として計上するということで、経営補助金という運営に関する補助金が出ているということと、「選挙補助金」で、選挙の年に支給されるものがあると。「女性推薦補助金」というものがあるということであります。それで、政治資金と政治団体の関係で言うと、政治団体も日本は、選管とか総務省に届ければ政治団体ってできちゃうんですけれども、そういう仕組みではなくて基本的には政治団体はほぼ作れないんですね。中央政党とか、政党支部とか、国会議員、大統領候補者を選ぶいわゆる党内候補ですよね、党内で大統領選挙に出たいと言っている人と、国会議員選挙区の候補者、基本的には議員と候補予定者で、かつ政党内で立候補すると決まっているとか、比例代表候補者だけが、後援会を持つことができるということになっています。なので実際選挙に出ようとしている人以外、或いは実際に政治家になっている人以外は後援会が持てないという仕組みですね。後援会は、会員としては個人しかなれないということで、団体はなれないと。寄付金を集めるのは、政党と後援会のみなので、ここで集権的な構造ができてしまうということですね。補助金に関しては、分配も決まっていて 50%が中央政党、30%は政策研究所という別法人のシンクタンクを持たなければいけないことになっているのでそれに充てると、10%が市や道の政党支部に充てると、で 10%を女性政治発展のために使用するというのが、使い道として決まっているということですね。これは義務的に決まっているので、お互いに利用し合うということは原則できないということになるので、中央政党と政策研究所の間のお金のやり取りは、委託みたいな感じになるということでした。政治資金の収支報告は、四半期に一度で公開しているということです。これは、日本だと収支報告は形式的な部分だけチェックをする形になっていますけれども、もう少し踏み込んでチェックをしていると説明しているように、私は理解しました。もう一つ日本と違うと思ったのは、日本だと収支報告書は提出した後に、この使い方は問題じゃないかって何年か前の使途が問題になると簡単に修正をして終わりにするんですが、一度公開したものは修正ができないと。だから提出して選管がチェックをしてひとたび公開すると、そこから先は修正ができないということになるということでした。ここもだいぶ日本と違うなと思いました。というよりも、日本の状況を話したら、それはあり得ないような感じの反応でした。

韓国のクォータ制は、国政選挙が小選挙区・比例代表併用制であるということはご承知だと思いますが、一院制で、比例候補者は 50%が女性候補、候補者の名簿の奇数順位に女性を割り当てるということが定められているということで、違反するとその名簿は無効ですという扱いになっていると。小選挙区の候補者については 30%を女性とする努力義務があるという形になっています。女性の国会議員については、今回お会いした中に一人民主党の女性の国会議員の方がおられたので、聞いてみたところ、比例代表で当選している女性議員がやはり多いんだそうです。但し、比例代表で出られるのは、実は１期目だけで、２期目は基本的には比例で優遇して出馬させるということは、各政党ともやっていないようなんで

すね。小選挙区で立候補できる所を探す必要は出てくるということなんです。小選挙区は大体男性議員が自分の選挙区としてそこにいるという状況があるので、なかなか条件の良い小選挙区で立候補できるということは、まれのようです。なので、1期で終わる女性議員が少なくないという状況があるようです。それで、女性議員同士は議員と元議員で支え合うような構造にはあって、どこそこに女性候補者が立つとなるとみんなが応援に行くとかですね、そういう形で支え合うところがあるということです。女性議員と元議員がメンバーになっている集まりとか、会とかもあるということでした。それで各政党ともに、女性候補者を探すことが常に課題で、やはりいい候補者を探して出すということは簡単なことではないというところでありました。

それと政党の政策研究所なんですけど、補助金の 30%が使われるという構造になっているので、どんなに小さい政党でも必ずあるということでした。議員が5人とかでもありますということでしたね。政策研究所は政党とは別法人格の法人になるので、独立はしています。今回訪問したのはヨイド政策研究所という、これが当時の与党ですねセヌリ党で今は名前が変わって今はわかりませんけれども、ヨイド政策研究所というところと、民主研究院という野党で今は与党ですねの民主党の研究所です。実は行ってみたらお隣の建物にそれぞれ入っていたんですが、お互い全く交流がなさそうでした。政策研究所っていうところのシンクタンクはあるんですけれども、一方で政党の中には政策委員会というところがあって、そこで政策を作るという機能もあるので、どういう役割分担になっているかなということで聞いてみたら、政策委員会は基本的には短期的な政策ですね。政治の中で今何をしなければいけないのかという政策を担うというか、そこで考えるということになる。政策研究所は中長期の政策で、例えば大統領選のマニフェストとか少し中長期的な政策の研究は政策研究院の方でというような、大まかな役割分担があるようです。ただ党の政策委員会の方が、政策について高い専門性を持っているのかというと、必ずしもそうではないので、民主党系のシンクタンクだと、政策研究所の方からだいぶ政策委員会の政策支援を行っているというような状況にはあるようです。ただヨイド政策研究所はよくわからないですけど、民主党系の政策研究所の話だと、研究所のトップに誰が就いているかとか、どういう考え方かによって、やはり活動範囲とか積極度とかが違うようなので、必ずしもこうであると決まったスタイルが確立しているという訳でもないのかなという話もありました。両研究所とも政党から依頼されて、政策などの調査研究も行うことがあるということではありました。ですが関係性は微妙っていうのが、両方のお話でした。具体的にどういう活動をしているかというと、ヨイド政策研究所は、2004 年から政策研究所を別法人で作らなければいけないと法的にはなったんですけど、実はその前からあったという研究所なので、法律で義務付けられる前にそういう政策研究・シンクタンクが必要だということで、できていた研究所がそのまま法人化したということのようですね。ヨイド研究所だと、先行先駆的な研究とか既存研究の進化などが自分たちのやっていることだということなんですけど。変な話ですけど、民主党系のシンクタンクがヨイド政策研究所を評すると、世論調査をいっぱいやっている所だという

説明をしていました。いろいろな世論調査はかなりやっていて、それを発表するので、ヨイド政策研究所はいろいろな活動が報道とかで出てくるので、こっちの方が良く知られているということでした。主に進めているのは「戦略総務」「政策形成」「教育組織」っていうことで、この三つをやっていますということですね。戦略総務っていうのは多分大統領選とかそういう選挙戦略みたいな話も、そこに入っていたような記憶があります。政策研究をしていて、その報告書はかなり頻繁にまとめられているみたいなんですね。年間数十から百くらいの報告が出ているようなんですけれども、大概非公表のものも多いんだそうです。党の議員にのみ提出をするような研究報告書というのは多いと。具体例で聞いたのは保守系市民団体が弱いということで、市民社会の研究といったらもうちょっと何か違うものを想像したんですけれども、よくよく聞いたら保守系市民団体が弱いのでいかに強化をするかという研究だったっていうことが分かりましたけれども、そういうものとかは党の議員にのみ提出をしていて一般には公表をしないと。

政策研究所の活動報告そのものは選管に行っているんですけれども、選管に対しては報告書そのものは出さなくて、「こういうタイトルの何ページの報告書を作りました」っていう報告だけで良いようなので、政党側がこういう研究報告・成果をまとめて外に出さない限りは一般の人は中身が分からないという研究のようです。

それと、政党との関係で言うと、実は中央政党が持てる事務職員というかスタッフの数とかが実は法律で制限をされているということがあるので、それは徐々に制限が入ってきたっていう経緯があるので、「党中央で抱えきれなくなったスタッフを政策研究所で雇え」みたいな感じで押し付けられることがあるとか、そういう意味ではお金の融通はできないけども、人を回して融通するとか、調査研究委託を出して融通するというところで、見えない形での色んな融通がされているというようなことのようです。

それから民主政策院は、組織は「研究企画室」という所と、「政策ネットワーク」と、「運営支援室」があります。常設ではないけど国文保センターというものがあると。それから休眠はしてるけれども青年政策研究センターというものはありますということで、企画系とそれから対外系と総務系ということで活動をしていますということです。院長の方針で活動の方向性は変わるということで、今のこの時訪問した院長は大変積極的に政策研究院の活動をしようという方のようで、党との関係もそれに応じて変わってくるということでした。

それから「政策研究会、政策委員会にメンバーを派遣することもあります」ということと、委託を受けて調査をするとか。

それから研究所から提案をして調査を行うこともあると。あるいは「市民団体に助成金を出して共同研究というのもあります」ということでした。ただ何か党からちゃんとお金を払ってもらえてないっていう話もされていたので、何かちょっと「色々大変なんですね」という感じのところはありました。

政党内での中央と地方の関係で言うと、さっきもお話しましたが極めて集権的でした。聞

いてびっくりしたのは、民主政策院は地方分院を作ろうとしたんだけれども、そもそも組織の中に地方議員の名簿すら無かったと。民主党所属の地方議員の名簿が無かったから、そこから集めたっていう話を聞いて、ちょっとびっくりしたっていうところはあります。

それと地方の首長選挙とか議会選挙も含めて政党に所属しないとほとんど立候補ができない環境であるということなので、本当にもう地方に至るまで政党化が進んでいるということなんですね。それで道議会選挙なんかは、選挙区がかぶる国会議員と競合関係にあるという状況のようなので、日本だと地方組織を基盤に国政に出ていくとか、あるいは国政の選挙をするという形の協力関係にあるようなんですが、道議会議員はどちらかと言うとライバルっていうことみたいなんですね。なので、長く道議会議員をしている議員はほとんどいないそうです。大体２期とか３期で党内で立候補できなくなるというか、別のところにキャリア転換をしていく必要性が出てくるというようなことがあるので、中央の縛りがすごく強い、というか中央の影響が地方政治まで及んでいるということになっている。

あともう一つ民主市民教育についてもお話を聞いてきたんですけども、行ったのは京畿道の教育庁です。さっきもお話した通り、「教育監」という日本で言うと「教育委員長」ですかね、みたいな人ですかね、「教育長」／「教育委員長」が、公選制ですね。京畿道は大変リベラルな人が教育監で続いているということなので、実は民主市民教育もその影響を多分に受けているというところがあります。どこが担当しているかというと民主市民教育課というのがあって、その中で民主教育チームとか平和教育とか、多文化共生とか、人権教育センターというものがありますと。それで教育庁全体の方向性として世界市民教育を推進しているということなので、多文化共生みたいなものが教育の一つの柱ですということでした。

「民主市民教育を学校教育の中でどうやって実施してるのか」ってお聞きしていたら、「社会科とか道徳とか教科の中でやっている」ということと、「それぞれ学校の状況に応じて色々なんですけれども、それ以外としてサークルとか学校ごとに選択科目にしているところもあります」ということでした。それから民主市民教育用に『共に暮らす民主市民』という教材を作って配付をしているということで、「これは大変評判が良い」ということを言ってました。2016 年時点で京畿道の中に 1864 校小中学校があるようなんですが、「70%以上で教科書を配付もしてあります」と、先生の反応は良いということでした。それから 2016 年に『世界市民』という教材も作っていて、「今年から配付をしています」ということなので、教育庁の役割としてはそういう教材を用意して配付をして各学校での教育に役立ててもらうということをやっているということでした。

地方選管との役割でいうと学校の自治会選挙、これは生徒会選挙だと思うんですけれども、その教育とか、学校に来て授業を行ってもらっているようです。何をしているかというと、これが実際に使われている投票用紙で、どうもこの投票用紙は大統領選挙の投票用紙のようなんですけども、この投票用紙の候補者のところに生徒会の役員選挙の候補者の名前を入れたものを印刷したものを提供して、それによって、こういうブースも貸して、投票箱

も実際に使っているものを貸して、これによって生徒会選挙を行うというようなことをしている。そういう支援をしているということでした。

それから子ども参加のプログラムっていうことを京畿道の教育庁ではやっていて、何かちょっと仕組みがよく分からないんですけども、「議会教室」っていうのがあるみたいで何か学生の社会参加サークルのようなんですけども、そういうものの運営の支援をしたりとかしていると。あるいは、生徒とか保護者の意見を受容するための円卓会議というものを行っていて、生徒の円卓会議だと多分 500 人とか 1000 人とかを集めて円卓会議をするようなんですね。その中で中学生とか高校生とかから出てきた要望を受けて、実際に教育庁が対応したケースもあるって話を聞きました。一つが、中学生の円卓会議で出てきた要望としては、進路指導って学校でしますけれども、その進路指導について教育庁の方で進路指導について担当する部門がなくて、それぞれがバラバラにやっているという状況なので、そういう進路指導について、「進路の支援について、きちんと支援を責任もってやるような部門を作るべきだ」っていう風に言われて作ったとかですね。

後は、学校は朝 8 時半ぐらいから始まるんですけども、「朝もう少しゆっくりしたい、早すぎる」。で、学校の開始時間が 30 分ぐらい遅れたとか、遅れられるようになったとかですね。そういうちょっと日本だとびっくりする話なんですけども、やっているという話でした。

それから政治参加については京畿道に関しては後押しを、どうも子どもたちの政治参加は後押しをする方針のようです。ろうそくデモというのは大統領のデモですけれども、「あそこは最も効果的な民主市民教育の場だ」という風に言っておられて、これは割と進歩派の人たちは同じ意見ですね。デモへの参加については生徒の政治良心の自由を保障するようにしていますということで、どうも学校によっては許可制で、「許可なくデモに参加する場合は懲戒する」という校則のところがあって、実際に処分された例もあったようなんですけれども、「そういうことをすることが子どもの権利条約等に反する」と学校に警告を出したことがありますということなので、単に座学で教えるというよりもそういう機会があって子どもたちが参加するのであれば、それは多分一定の幅はある話だとは思うんですけれども、後押しをしていますということでした。

ですので韓国の民主市民教育はどっちかって言うと、多分教育庁や教育監の考え方によってだいぶ違うんだろうなって思います。京畿道はリベラルな土地柄なのでこういう教育ですけれども、そういう民主市民教育の方針を採っているところは多分少数じゃないかなという印象を持ちました。

以上が、すごく大雑把ですけれども、韓国でお聞きした話です。以上です。

只野雅人：どうもありがとうございました。非常に興味深い話で中々制度が違うのでそのままというわけにはいかないけど、最後のお話なんかはすごく考えさせられるところがあると思いますね。あまり時間も無いのですけれど、折角なのでみなさんの方からもしご質問等あればお出しいただければと思いますけれど、いかがでしょう。どうぞ、はい。

小澤隆一：お伺いして、やっぱり雑駁な、強烈な印象ですけれども、非常に若々しい民主主

義と言いますかね。そういうイメージを持ちました。やっぱり 1987 年の革命以来ですね、あの民主革命以来。そこがやっぱり原点なので、こういうことが行われてるんだなと、実感持って感じられました。われわれもこの審議会でもっと日本の主権者も活性化しましょうと、こういう風なメッセージをここで出す時の、同じアジアの国でこれだけのことをやってますよと、そういう参考事例になるかなと。ただ一方で非常に奥ゆかしい日本人をどうやってあそこまで引き上げるのか大変な感じだな、そんな印象を持ちました。

只野雅人：ありがとうございました。えっと他にはどうでしょう。

大山礼子：よくまとめていただいたので、特別付け足すことは無いですけど、女性のところは、ちょっと色々調べてきましたけど、何か書いたりもしてるんですけども、要はだから、先ほどのご報告にもありましたけど、比例部分がすごく少ないんですよ。なので比例部分は本当に半分、奇数が女性なので 50%越してるんですけど、全体で見ると 12～3%なんですね。その辺はやはり日本と並んで男性支配社会なので中々難しいなっていうところかと思います。

桔川純子：ご存知のように、それから大統領が文在寅大統領になってまた随分状況が変わったということもあって、その部分についてちょっとお話をしたいと思うんですけども、「参与連帯」との交流もあるということですけれども、今の政党が日本で報道されているのは「反日」とかっていう部分がすごく強いですけれども、物凄く斬新な人事が始まっていて、そもそも内閣、30%は女性を官僚なり閣僚なりを入れるという風になっていて、人事担当の秘書官が女性なんですが、半分ぐらいがソウル市にいた人たちが入っていて、政策としてはソウル市で進めた政策を踏襲していくような感じみたいなんですね。長官という大臣ですけれども参与連帯で活動していた人たちが 5 人ぐらい入っているという。かなりそれで秘書官なんかも社会革新首席という役割があって、市民団体とのコミュニケーションをとってやっていくという担当秘書官がいて、市民社会秘書という人たちもいるので、NGO 関係者も物凄く入っていますし、随分変わっていくだろうなという印象ですし、選挙制度のことで言うと、市民のローカルパーティーを作ろうという人たちがいてハ・スンスさんという弁護士さんと会いましたけれども、彼なんかが入って、市民によって選挙制度を変えていこうという団体が発足をしたので、ついこの間。また政府とも連携をとりながら進めていくのかなということと、さっき教育監の話が出ましたけれども、今、広域自治体の教育監が 18 いて、13 が進歩派の教育監で、今度教育大臣、長官になった人は前の京畿道の教育監ですので、そういう意味でも教育制度も随分変わっていくだろうなという感じでした。はい。以上です。

只野雅人：どうぞ、はい。

城倉啓：関連して宣伝をいたしますが、今桔川委員が言及してくださいましたけれども、共同代表者会議の議事録の一番最後の６番、「とりプロより報告」の中の（４）。韓国「参与連帯」という市民運動団体ですが、その前事務処長のイ・テホさんを講師に招いて、「韓日民主制度交流勉強会（仮称）」を隔年で開いていくという構想を持っておりまして、一回目に

11 月 18 日から 20 日までの日程で来られるということで、とりプロといたしましては、まだ確定ではないですが、みなさんもし良ければ手帳に書いていただければ、11 月 20 日の月曜日の午前 10 時から 13 時というのを今のところ暫定的にイ・テホさんの講演、一時間ぐらいいただいて、通訳付きなので倍かかるんですけれども。具体的には 2000 年代三回政治・選挙制度改正を法改正しているんですが、それに参与連帯は深く関わっておりまして、イ・テホさんもその法案作りに頑張っていると。そういう方からどういう運動をなさっていたのか、またその内容についてまず一回聞いて、あちらから呼ばれると。日本側からどなたか行くと。そんな形で相互交流をしながらお互い刺激し合いながら高め合っていきたいという風に思っております。以上です。

小澤隆一：すみません。度々小澤です。おそらくこれだけ社会全体が政治化・政党化していると、公務員の政治活動もかなり大らかな感じがするんですけども、その辺りはどうなっているのか、第 1 部門で公務員の選挙運動・政治活動を検討されてるんで場合によったら参考になる可能性があると思うんですね。日本は上から下まで「全部一律だめ」ってしておきながら、実は上のところは闇で結託してて下にはああいう裁判でもって「だめ」ってまた押し付けてる。こういう状況なので、それをひっくり返す何かヒントが韓国から得られるかどうか。その辺りのことに興味ありますけれども。

只野雅人：どうでしょう。もし分かりましたら。

三木由希子：桔川さんの方が。

桔川純子：多分公務員については NGO とか NPO の活動も禁止されているので、韓国は、かなり厳しいというところがあると思うんですけど、ただちょっと何か制度が違っていてすごく首長の裁量とかで契約の公務員がすごく多いのですね。そういう意味では「なんちゃって公務員」って言ってましたけれども。運動ということではないでしょうけれども、自由に、何と言うんですかね、やっているような雰囲気がありますけれども実際問題活動するのは結構厳しいかなと思います。

只野雅人：他にはいかがでしょう。実はもう一つちょっと議題があって、首長選挙の制度改正案も資料ご準備いただいているので、ちょっと議論は尽きないと思いますが、こちらもご説明いただいてよろしいか。こちらは大山委員の方から、はい。

大山礼子：第 3 部門の方で首長選挙制度の改正案というのを少し議論しまして、まあ一応こんなところだろうという案が出ましたので、今日プリントの一枚裏表のものを作っていただきました。

この趣旨は、裏側の方を見ていただくとお分かりになると思うんですけれども、今はとにかく一番取った人が単純多数で当選ということになるんですけれども、例えばこの下から二番目の瑞穂市長選みたいな 43.1 と 41.4 で、これで 43.1 が当選で良いのかという、そういう問題点があるわけです。

これも色んなやり方があって、決選投票っていうのはむしろ雑な方法かもしれないんです。例えばこの頃話題になっている「多数決を疑う」みたいな、そういう精密な議論をし出

すと色んなことが考えられる訳なんですけれども、とにかく今みたいに一回の投票だけで単純多数で決めるよりは、もう一回機会があって絶対多数に近いものにした方が良いだろうということで考えてみました。

それで結局、かつて決選投票してたことがあるので、それを復活させるということなら一番抵抗も少ないでしょうということで、条文を復活させるようなものを書いてみたのが、この表の方の改正案です。

ただちょっと一つだけ少し変えたところがあって、かつては百九条の二という、今度付け加える条文の３項をご覧いただきたんですけれども、ここの条文がかつては辞退できないようになってたんですね。二人決選投票に進むところを、そのうちの一人が死亡をしたり、それから辞退したような場合には次の人が繰り上がるっていう風になってたんですが、それをしますと、またちょっと裏を見ていただくと、北海道市長選の 49.9%のような時にも、これ本間奈々さん辞退するんじゃないかと思うんですよ。そうすれば税金助かりますし、辞退しても良いんじゃないかと思うので、その場合は辞退したり亡くなった場合も、それはそれで一人ということで決めたら良いんじゃないかというところだけちょっと変えました。

色々議論もいただいたんですが、わたしも決選投票ってのは前にやってたから分かりやすいということで推してたんですけれども、これ議論してる最中にフランスの大統領選挙なんかがあって、ああいうのを観てると決選投票をやることによってもう一回政策論議ができるっていうところがあるので、最初から順位付きとかにしないで、逆に決選投票もう一回やるっていうのも良いんじゃないかと。そういう積極的な意味があるんじゃないかとわたしは思い始めたところです。一応最大公約数的な案として一応こういうものがとりまとめられたということでございます。

只野雅人：どうもありがとうございました。丁度フランスの例があったばかりなので、とても面白いところだと思うんですけど。これは第３部門の方で提案の一つに加えていくということですよね。はい。どうでしょう、みなさんの方で、もしご質問・ご意見があれば折角なのでお出しいただければと思いますが。はい。

小澤隆一：これ要するに投票率と何か掛け合わせるっていう、そういうことがありませんか。要するに結局これだけの人しか投票していないのにこの人が首長になって良いのっていうことを考えるときに、要素としてそもそも有効投票の率っていうね。例えば本当に２割、３割くらいで、なおかつこういう状態だと、ちょっと市民のみなさんもう一度よく考えてやりましょうよっていうのが、そういう風な促す時の材料として、投票率っていうのもカウントにならないか。

只野雅人：あるいは例えば登録有権者数の四分の一以上みたいな、何かありましたっけね、そういうのが。確かあったと思いますが。

大山礼子：だけどそれ具体的にはだから 50%は超えてるんだけど投票率が低い場合に再選挙するかって話だと思うんですよ。具体的な制度としては。だからそれをやるかどうかって、ちょっと難しいかなあという気がします。

只野雅人：はい。
小澤隆一：大体われわれが慣れ親しんでいる学長選挙、大学の学長選挙で、最初に複数候補でやっても結局 50%いかないので、そうすると決選投票と、やりますね。それはやっぱりみんなの代表を選ぶんだから、やっぱりなるべく支持が多い方が良いよねっていうんで、面倒くさいかもしれないけど最後までお付き合いしていただくという、いわば大学コミュニティの発想でそういうことをやるわけです。だからコミュニティ的発想としてはこういう考え方って十分成り立つと思うんです。ここはコミュニティなんだから、みんなが支持した人が首長になってもらわなきゃしょうがないって、これは考えられる制度だなってわたしは思いますよね。
只野雅人：どうぞ、はい。
片木淳：わたしも質問なんですけども、これ北海道市長選か、忘れちゃったんですけど、いずれのケースでも二人しか出てなかった時もう一辺やっぱりやり直すんですか。例えば秋本さんと本間奈々さんがやって、最初から二人なんですか。
大山礼子：これ、だから有効投票の二分の一位上なので、二人だったら有効投票って考えれば勝った方が 50%越す理屈ですよね。
片木淳：わたし聞きたいのは何か選挙民から言えば、「前やったのにまたやるのか」と。
大山礼子：もちろん、これ立ってますよ。もちろんこれ上位の問題になるところだけを書いているだけで、他にも立っていますよ。
片木淳：いやいやだから、例えば二人しか立たなかった場合もやるのかと。
大山礼子：二人しか立たなければ有効投票の二分の一なので、だからありえない。必ず 50%以上になる。二人しかいなければ。
片木淳：あ、そうですか。有効投票数を確保してなければもういっぺんやるということですか。
大山礼子：有効投票の二分の一。
片木淳：二分の一を、確保してなければ。
大山礼子：そうです、そうです。
片木淳：しかし、その時にもういっぺんやったってまた投票率悪ければ、また同じことになりますよね。
大山礼子：ん。
片木淳：ならんですか。例えばこの秋本氏と本間奈々氏とこれだけの差が付いてれば、もういっぺんやったって大体また同じ結果が出るだろうなと思わないですか。
大山礼子：だからそういう時には多分辞退するでしょうっていう話ですよ。
片木淳：いやいや、それはだから本人が辞退するかどうかの話で。
大山礼子：いやだからもう一回申し上げますけど二人しかいなければ、必ずどっちかが有効投票の二分の一以上になりますよ。
小澤隆一：だからこういうことは起こらないと。

小林幸治：この場合には複数立っていると。
小澤隆一：もう一人立っている。
片木淳：ああ、この場合にはね。
大山礼子：だから論理的には、かえって他の三位以下の人がもしも全員本間奈々さんに投票すれば 50.1%になるわけですよ。だから、もしそうだと思うんだったら、もう一回やっても良いんですよ。でもそういう場合は多分、有権者もよしなさいよって言う。
片木淳：しかし悔しいからやりたいということにはなるかもしれない。
大山礼子：それはしょうがないですよ。やるんです。
片木淳：それはやるわけですよね。
大山礼子：はいはい。
片木淳：しかし選挙民から見れば「何だ」と。「勝負はついているのに、また出てきよるな」と。
大山礼子：それはしょうがないですよ。
片木淳：「また二人でやるのか」と。いや、しょうがないといっても奇異な感じがするじゃないですか。
大山礼子：そもそもだけど、それはすごく有力候補がいて全然勝ち目がないのに立つっていうこと自体別に決選投票じゃなくても全く同じことだと思いますけど。
片木淳：ああそうですかね。いやフランスみたいにね、たくさん出てるところだったら、また政策論議して、組んで、勝負に出るんだなと、それならまあ納得できるんだけど、最初から二人しか立たなくて、もういっぺんまた同じようなことをやって。
小林幸治：二人しか立ってないと、どっちかが 50%。当選者は 50%超えます。これは複数立っています。100 になってないじゃないですか。
片木淳：ああそうですか。わかりました。それでそういう結果になるんですね。
小林幸治：得票数を 100%とすると、二人しか出てなければどっちかが 50%を超える。
太田光征：片木さん、最初たとえば三人で第１回投票に臨んだとした場合に、その上位二人だけを第２回の決選投票に臨めるので。
片木淳：それはいつもの普通のケースですね。分かりました。わたしが言っているのは最初が二人というケースを言っていたんです。
太田光征：最初が二人の場合でも決着つく。
片木淳：決着つくんですね。はいはい分かりました。
只野雅人：他にはいかがでしょうか。
太田光征：わたしの意見は、最初から選好順位のつけた投票をやれば、いわゆる総当り戦っていうのを行うことができるんです。一回の投票で。三人が出ている場合に、A、B、C３候補が出ている場合に、A 対 B、A 対 C、B 対 C の総当り戦というのができるので、その順位結果でもってね、誰が最も好まれているのかというのは決着が着く場合があるので、その場合はこれに従って選べば良いと。そうでない場合の取り決めをすれば良いだけであって、

それで決着がつく場合は決着をつけた方が一回で済むと。
片木淳：どこかの国でやってるところがありましたっけ。
太田光征：やってないんですけども、こういう先進的なことを日本初でやったらばすごく意義があるだろうと思いますよ。
只野雅人：順位付けの場合も、順位がどこまで明確にあるかっていうことが難しいところで、制度に依存する話ですよね。制度上順位付けをするから無理に順位付けする人も出てくるので、結構評価は難しい感じはするんですね。あるいは１番と、あとすごく差があると。２番以下とものすごく差がある場合とか。はい、制度設計に依存する話だと思うんですけど。
太田光征：結局決選投票をやったって順位付けまたするわけですよ。同じことですよね。
大山礼子：太田委員のお説に対する反論はもう第３部門のところの議事録をご覧いただきたいのでここでは繰り返しません。
只野雅人：どうぞ、はい。
小林幸治：これ決選投票した時に、これ基本的には賛成なんですけど、やっぱり 50%半数が先程小澤先生から指摘されてた投票率との関係で言えば、そこまでいくと有権者をどういう風に位置づけるかって話になってくる。これはまたこれで結構大変な話だなと思って。今一律に国籍と年齢で有権者って位置づけにされてますけど、それをだから外国でもあるように名乗り出るとか、それ以外には一律に与えるものじゃないっていう考えも一つあるんだと思うんですね。そうすると投票率が自然と上がってくるけど、本当にそれで良いのかどうかっていう議論もまた一方であるなっていう気がしているのと、それと細かい話で言うなら決選投票をするっていうことはもう一回選挙やるわけなので、その時の費用とかその期間とかそういうのを一律で考えると「倍かかるよね」みたいな、だと、そこに税金を投入するってなると、ちょっと納税者からするとちょっと躊躇すると言うか、というところも出てくると思うので、そこら辺の何か具体的な制度設計みたいなこと。ま、提案した際にちょっと予防線を張り過ぎなのかもしれないですけど、色んな質問が出てきた時に、「こういう形で」みたいなことは心持ちでも、はい。
大山礼子：えっとですね、それももちろん考えていて、このデータ見ていただくと知事と市区町選挙しか、こういうデータ無いんですね、まとまったものが。どうも町村ではほとんど無いんですよ、決選投票になるようなものが。そもそも二人ぐらいしか出てなくて、一人が有力候補っていう選挙が大半なので、ほとんど税負担っていうのは出てこない。例外的な場合にしかならない。この図で見ていただくと知事と市区町選挙でも 50%未満で当選した人っていうのは十分の一ぐらいなんです。これさらに絞れないかと思って実はちょっとやってみたんですね。接戦のもののみにしたらどうかとか、37.5%って、昔八分の三という規定があったもんですから、それでやると４しかないです。だから、それでも良いかもしれません。昔と同じように。そうすれば本当に例外的な時で税負担があるけれども他では無いということになる。ただこのところで 37.5 っていうのを採らなかったのは中々ちょっと、37.5%未満のものだけを再選挙にすると、例えば瑞穂市町選挙は再選挙にならない。ちょっとそれ

もやっぱりおかしな話なので、43.1 で当選したんだから良いじゃないかって、次の時点は 41.4 だけど良いかというところが、ここが引っかかってきちゃいますので、しょうがないから 50%未満にしました。色々シミュレーションしましたが、はい。まあ全体の一割ぐらいなので、それは民主主義のためにかけるべき経費かなっていうような判断です。

只野雅人：他にいかがでしょう。はい。

小澤隆一：さっきわたし「コミュニティの理屈から言ったらこれもありかな」っていう風に言ったんですけど、そのコンセプトは純粋にデモクラシー、民主主義の理屈だけで言うと場合によったら相対多数で行くので良いんじゃないかって、そういう議論が頭をもたげてるところがあってね。そうじゃなくて、やっぱりここはコミュニティだと。コミュニティの代表を選ぶにはなるべくみんなが合意できるような結果をもたらすような制度にしましょうよって、そういう風な理屈が噛んだ時に、何かこれが上手くワークするのかなって。逆にデモクラシーの論理だけで「勝った、負けた」で行くと逆にしこりが残るということですね。最初の選挙の時に相対優位だったのに、要するに蒸し返されて負けたみたいなね。泥仕合的なことになりかねない。だから都道府県でやるのは中々厳しいなっていう感じも逆にしますね。コミュニティ的な発想ができるようなところでは、これは上手くいくかもしれない。そんなことをちょっと、現実問題としてそういう風に判断するのと、理屈の問題として、民主主義論とコミュニティ論、ちょっとわたし少し区別したいなって、そういう印象を一応持ってます。

只野雅人：もしコメントあれば。特によろしいですか。この種の話は結構政治文化に負うところも大きくて、フランスは割とこういう制度が一般的にあって、地方議会でも二回投票ってよくやってますよね。あんまりコストがかかるっていう話は聞かないけど、まあ昔からやってるんで違和感が無いのかもしれないですけれどもね。むしろこちらの方が上手くいくんだという感覚があるのかもしれないですね。すいません。ちょっと時間も随分経ってしまいましたので、ちょっとここで一旦切らせていただいて、後は事務局の方から今後の日程の確認をお願いできればと思います。

城倉啓：どうもありがとうございました。先程申し述べたことと重なるかもしれませんが第２部門審議会は６月２１日水曜日にあります。他部門の委員の方もご都合よければお願いします。第１部門審議会は７月８日土曜日でございます。１５時から１７時、いづみ幼稚園。そして７月の第２部門はまだ決まっていないという理解で良いですよね。第１・第３部門合同審議会が７月２５日火曜日の１２時から１４時、国会議員会館を考えておりますので、これもぜひ第２の方も、もし良ければいらしていただければなという風に思いますので、よろしくお願いします。

なお、『最終答申』の体裁についても少し考えていかなければいけないと共同代表者会議などでも議論が出ております。例えば『中間答申』のような形にするととても大部なもののになってしまいまして議員の方に読んでもらう、または一般の方に読んでもらうのにちょっと苦しいなと。ですので、この辺り第１部門審議会でも議論になってまして、カテゴリー

でまとめていくとか、何かちょっと見せ方の工夫が必要だなと、こういうことを事務局的にも課題として持っておりますので皆さんの中でもお知恵があったら教えていただきたいと。前回六十数ページだったんですね。ただ、あれぐらい出して良かったんです。おかげでロビイングははかどりました。議員の方や秘書の方から、「あ、本格的な運動だね」という風に言われますので。その点ありがたいんですけれども、バランスの問題で。その辺り少し考えていただければということをお願いしたいと思います。
わたしからは以上でございます。
只野雅人：どうもありがとうございました。じゃあ丁度ほぼ時間になりましたので今日は以上ということにしたいと思います。